

資料 2. 「環境報告書コンテンツアナリシスのための評価基準」

(環境省『環境報告書ガイドライン(2000年度版)』における、環境報告書に必要と考えられる項目と評価基準)

〔環境報告書の概要に関する事項(上の欄外)〕

- ・証券コード
- ・会社名
- ・報告書名：省略形式でOK。ただし、少なくとも何年度版かは記載。
- ・発行年月日：緒言の日付から推定される場合を含む。緒言からの推定の場合は、日付の横に(緒言)と記す。(不明な場合は橘さんに連絡して問い合わせさせていただく)
- ・総頁数：表紙から裏表紙までのページ数。別添アンケート用紙がある場合は括弧は()の中にそのページ数を記す。例：62(+2)
挨拶が記された送付文はカウントしない。
- ・冊子/HP：該当するものにチェック。
ただし、冊子が概要のみで詳細内容はHPで記されている場合は、両方にチェックし、冊子(概要)/HP(詳細)と()で付記する。
- ・分析者名：分析者の名前。
- ・日付：分析した日付。
- ・評価基準バージョン：そのときに使用した評価基準のバージョン数を記す。今回の評価基準を使ったならば、V.0215と記す。

〔分析事項〕

- ・以下で「チェック欄」とは、チェックシート(CS)の中で「チェック」と上記された欄をさす。「a物質投入量」等にある「(事業全体):」の欄や、備考欄を除く。
- ・冊子よりHPでの記載内容の方が詳しい場合、チェック項目の中でHPについての記載内容によるチェック分については、その旨を該当欄に記す。(HP)等。

1. 基本的項目

HPの評価においては、環境に関するページのみを対象とする。(他のページは見ない)

経営責任者緒言

:社長もしくは環境担当役員の緒言があれば。環境保全委員会の挨拶はx。

報告に当たっての基本的要件

:対象範囲または対象期間のどちらか一つあれば。分野、作成部署、連絡先は含めない。

の備考欄記載事項：

- ・ **国内の関係会社を対象範囲に含むかについての明確な記載の有無**(記載有り、無し×)。具体的な会社名を挙げず、“一部グループ会社を含む・・・”という記述は×。“関係会社を含まない”という記述は○。
例：○「連結会社すべてを対象」、○「その会社単体のみを対象」、○「(名前を挙げて)それらを対象」、○「(名前を挙げて)名前を挙げた以外の関係会社も対象」、×「(名前を挙げずに)関係会社の一部も対象」、×「トピックス欄等で関係会社の名前を挙げて紹介しているが、対象範囲を規定する個所での記述がない」
- ・ **海外の事業所・関係会社を対象範囲に含むかについての明確な記載の有無**(記載有り、無し×)。“海外の事業を含む・・・”という記述は×。“海外の事業所・関係会社を含まない”という記述は○。
例：○「国内を対象とする」、○「報告範囲を規定する個所で事業所一覧が示されており、海外事業所・関係会社がないことが明らかな場合」、○「海外の事業所・連結子会社も全て含む」、○「(名前を挙げて)名前を挙げた以外の海外事業所・関係会社も対象」、×「(名前を挙げずに)「海外の一部も対象」」、×「トピックス欄等で海外の事業所・連結子会社の名前を挙げて紹介しているが、対象範囲を規定する個所での記述がない」
- ・ **対象期間** 緒言などから推定される場合を含め、具体的な期間を記載する。その際、(緒言より推定)という記載を必ずつける。環境会計にのみ記載されている場合は、記した後に(EA)を必ず記載する。

事業概要等

：事業(会社)概要の一部でもあれば○で、内容は問わない。

の備考欄記載事項：

- ・ **環境報告書の報告対象の事業の内容を限定しているかについての記述の有無**(記述有り、無し×)。事業内容の中で、どの事業を報告書の対象としているかの記述の有無。報告書の内容からの推定は含まない。
「・・・を対象とし、その他一部の事業も対象とする」

2. 環境保全に関する方針、目標及び実績等の総括

環境保全に関する経営方針・考え方

：環境理念、環境憲章、環境方針のいずれか記載あれば○。

環境保全に関する目標、計画及び実績等の総括

：a - cのうち、記載されている項目に○をつける。a - cのいずれかがあればチェック欄は○。

a 当期目標の一覧(表であること)の記載の有無

b 当期実績の一覧の記載の有無

(a、bは当期を含む目標や実績の一覧でも可)

c 次期または中長期目標の一覧の記載の有無

- ・ 当期実績一覧（表）で、事業活動全体の主な環境負荷量も明示されている場合は、と 「数値」「記述」をともに 。

環境会計情報の総括

: 環境保全に係る何らかのコスト情報（数値）の記載。（累積投資額や費用額のみでの記載でも）。「導入予定」といった記述だけでは×。

備考欄に、環境会計についての準拠ガイドラインを記述しているかどうかをチェック。

「効果」の欄で、各環境負荷物質の削減量が記載されている場合、それぞれの負荷物質の記載としてカウントする。

3 . 環境マネジメントに関する状況

環境マネジメントシステムの状況

a . **組織体制について説明**：環境保全組織図の記載があれば 。文章による記載でもどのような組織体制かが理解できるような具体的記載であれば 。

b. **ISO14001**：ISO を取得したこと、もしくは PDCA サイクルの体制が構築されていることが分かる記載があれば 。緒言の中だけに記載しているものは×。関係会社のみ取得の事実を記載しているものは、それが報告書の対象範囲かどうかによる。緒言の中だけに記載しているものは×。関係会社に関してのみ取得の事実を記しているものは、対象範囲に含まれるかどうかによる。

c. **環境監査**：内部監査を実施しているとわかる記載あれば 。RC 監査を含む。環境影響調査、ISO の認証機関等によるサーベイランスは含まない。経営者緒言、環境方針の中だけに記載しているだけのものは×。「内部環境監査員を養成している」という記述があれば 。

d. **環境リスク管理**：緊急時対応についての記載、イエローカードの整備についての記載あれば （MSDS は含めない）。「リスク管理」という表現があるだけでは にしない。プラント等の火災訓練の記述があれば 。

e. **環境教育**：実施しているとわかる記載があれば 。経営者緒言、環境方針の中だけに記載しているだけのものは×。社内向けの環境教育のみをここでは指す。社外向けの啓発活動は、 あるいは に該当と判断。

環境保全のための技術、製品・サービスの環境適合設計（DfE）等の研究開発の状況

: R&D、設計、製造段階での環境配慮。その企業独自で技術開発をしているかを基準にする。 は製品化して市場に出ているもの、 は開発中のものを対象とする。

LCA についての記述は、DfE のための LCA 評価である場合に OK とする。

例： 「開発中」、 「開発しています」
そのうえで製品やサービスを市場に出していれば も。
製品とは直接には関係のない製造工程での技術開発も、その会社のオリジナルな研究開発であれば。
同じ記載内容について、 と とを同時にチェックして構わない。

環境情報開示、環境コミュニケーションの状況

：環境情報開示に関する記載、アンケートがあれば。工場見学含む。（直接事業活動に関わる地域住民への説明会を含む。それ以外の説明会は に含む）
「環境報告書を作成しています」だけではチェックしない。

環境に関する規制遵守の状況

：環境損傷の事実の開示、事故・苦情、規制遵守の状況に関する記述がいずれかひとつでもあれば。「環境にかかわる事故はありません」、「法的規制を遵守しています」という記述でも。
環境パフォーマンスデータのどれかひとつでも規制遵守しているかどうかの情報開示がされていれば。例えば、ある工場の汚染物質排出量等が規制値とともに開示されていれば。
緑地面積が法定基準を満たす、だけでは×

環境に関する社会貢献の状況

：環境に関する社会貢献。事業活動との直接的な関わりの薄い、地域住民とのコミュニケーション活動等で環境に関するもの、等。

4．環境負荷の低減に向けた取組の状況

以下、「各項目について総量か、削減量かのどちらかが記されていれば「数値」を にする。数値情報については割合を示すものも OK とする」
また、総量データが記されていない場合、基準年に対する割合が記されていれば数値データとして にする。
さらに、全く同じ内容について「数値」欄と「記述」欄がある場合、「数値」欄が であれば「記述」欄も自動的に とする。

環境負荷の全体像（事業活動のライフサイクル全体の把握・評価）

：マテリアルフロー図 a 図
b 数値
・絵がなく数値表のみの場合は図×、量。
・廃棄物のみのフロー図は×

物質・エネルギー等のインプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策

: 工場等についての数値でも「チェック」欄はOK。

下記 a~f について、単位にかかわらず何らかの数値の記載があれば「数値」を、何らかの記述があれば「記述」を。

一般的に数値が ならば記述も とする。マスバランス（マテリアルフロー図）に量のみ記載されている場合も数値、記述とも。

グラフは数値情報を見なす。

・非製造業においては、原則として×。商業等において、その会社オリジナルの製品のための物質投入量等が明示されている場合は。

a 物質投入量およびその低減対策

: メーカーにおいては主要事業における原材料投入（量）の記載がなければ×。主要事業におけるパフォーマンスの一部があれば。

製品原料が特定された形で記されていないければ、チェックしない。（製品を構成する代表的な原材料（投入量）の記載があれば）

「化学物質 t」というように、原料と製品との関連性が全く推測できないものは×。（記述欄もチェックしない）

パフォーマンスが報告対象とする主な事業活動について、その事業全体を表していると推察できれば“全体”に。

主な事業所、工場のデータが網羅されていると判断される場合は“全体”に。（以下同様）

関連会社を含む「会社全体のデータ」も。

・金融では、紙使用量が記されていれば。

b 事業者内部での物質の循環的利用量およびその増大対策

: あくまでもインプットに関わるものであることに注意。内部でのゼロエミッションは0になりえるが、廃棄物等を社外に引き取ってもらう場合は×。

インプットにまわるのであれば、グループ会社、業界等によるリサイクルも。

（例：製紙業界の「古紙利用率」は含める）

製品リサイクルは対象外であり×（ f-J、 が対応しうる）。

自社のアウトプットとはいえない廃棄物のリサイクルは対象外であり×。それは、 の対象でもない。

リサイクルされたものを自社で商品化していること（モルトフィードや肥料、路盤材など）を記載していれば。

・ガス事業の掘削土は、この項目には含めない。

注：ガイドライン P37 をよく読むと、bはaの特記事項であることがわかる。だから原則としてaが の場合のみ、b が記されるはず。同様のことがc d、 e f の関係にもあてはまる。

c エネルギー消費量およびその低減対策

: 主要事業におけるパフォーマンスの一部があれば数値は。パフォーマンスが報告対象とする事業全体を含んでいければ“全体”に をする。

- ・CO₂ 排出量のみが記されており、それをエネルギー消費量としている場合は、
ここと - a と両方をチェックする。
- ・CO₂ 排出量のみが記されており、エネルギー消費量についての言及がない場合には、
ここはチェックせず、 - a のみをチェックする。
- ・エネルギー事業者においては、送電ロス等のデータがあれば、数値欄をチェック。
(ただし送電ロス量だけでは「事業全体」欄は×。)
(“全体”に をしたときのみ、備考欄を記述)。
- ・備考欄に、その事業者のエネルギー消費量について総括的に記述した個所でのエ
ネルギーの単位をすべて記載する。(ここでの意図は、事業に関わる全てのエネル
ギー・インプットを合算している場合に、単位として 「 」 を使用しているかを
調べることにある。合算していない場合には、総括的な個所で記されているエネ
ルギーについての単位をすべて記載する。トピック的にある事業所のエネルギ
ー消費量を記しているものは対象外。)
- ・ネガティブチェックとして、「グラフのみ」「原単位のみ」「増減のみ」にあてはま
る項目をチェック。
- ・数値データがあれば(本来の)チェック欄が0。(消費エネルギーそのものの原デ
ータが記されている際は、チェックしなくてよい)そのうえで、その数値が実際
のエネルギー消費量なり温室効果ガス排出量なりを表すものであるなら、備考欄
でのチェックは必要ない。
- ・数値が原単位のみを表すものであるなら、「原単位のみ」をチェック。
- ・基準年からの増減を示したり、昨年度との比較値のみを表すものに限られるなら
「増減のみ」をチェック。
- ・数値を示していず、グラフのみの場合に「グラフのみ」をチェック。
- ・原単位で示されているグラフに原単位としての数値データが示されている場合は、
「グラフのみ」ではなく、「原単位のみ」をチェック。

d 再生可能エネルギー消費量およびその増大対策

- ：グリーン電力購入を含む。コジェネは含まない。
- ・一事業所の例であっても、数値(発電量等)とともに記されていれば数値欄を 。
- ・エネルギー事業者において再生可能エネルギーの発電量が開示されていれば、チ
ェック。
- ・電力事業において、水力に関する記述は対象外とする。太陽光、風力等の自然エ
ネルギーについて、自社設備があれば 。

e 主要事業における水利用量およびその低減対策

- ：パフォーマンスが報告対象とする事業全体を対象としていれば“全体”に をする。

f 事業者内部での水の循環的利用量およびその増大対策

事業エリアの上流(製品・サービス等の購入)での環境負荷の状況及びその低減対策

- ：グリーン購入に関して、取り組んでいるとわかる記載があれば 。経営者緒言、環境

方針の中だけに記載しているだけのものは×。

- ・ 商業等で、環境配慮商品を（他から購入して）揃えている場合は、チェック。
- ・ 紙・パルプ業界では「森林認証制度」の記述があれば。

不要物等のアウトプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策

：下記 a~j について、単位にかかわらず何らかの数値（絶対量、指数、改善率など）の記載があれば「数値」を、取り組みについての記述があれば「取り組み」を。
（ここでは、製品の L C A 情報は含まない。）

a. 温室効果ガス排出量およびその低減対策

：備考欄に、パフォーマンスの表示単位を記載する。（t-CO₂ か t-C かがポイント）
ネガティブチェックとして、「グラフのみ」「原単位のみ」「増減のみ」にあてはまる項目をチェック。（原データが記されている際は、チェックしなくてよい）
・ 事業領域等における温室効果ガスの排出割合は、数値データとは見なさない。

b. オゾン層破壊物質排出量およびその低減対策

：対象物質：CFC、ハロン、HCFC、1・1・1-トリクロロエタンなど。「全廃」は0の記載とみなす
（数値は）。PRTR 中の記載も含むが、PRTR の数値表のみに記載の場合は数値は。
・ 事業活動にかかるオゾン層破壊物質の回収量あるいは保管量が記されていれば、「数値」欄を。

c. 大気汚染物質（SO_x、NO_x、煤塵）の排出量およびその低減対策

d. 排水量およびその低減対策

：主要事業におけるパフォーマンスの一部があれば数値は。パフォーマンスが報告対象とする事業全体を含んでいれば“全体”にする。

e. 水質汚濁物質

：BOD、COD、窒素、燐のどれかの数値、記述。あれば。

f. 廃棄物等の排出量およびその低減対策

：廃棄物等には、有用資源を含む。

f - J のいずれかの取り組みの記述があれば、廃棄物に関する記述は。

主要事業におけるパフォーマンスの一部があれば数値は。パフォーマンスが報告対象とする事業全体を含んでいれば“全体”にする。

「主要事業（のデータ）」とは、

多角的に経営している場合にその企業にとって中核的な事業であること、かつ、その中核的な事業における主要な環境パフォーマンスのデータとする。

「廃棄物発生量」という表現のデータは、ここをとする。

<メーカーの場合>

- ・たとえ部分的なものであれ、工場におけるデータが出ていれば。
- ・事務所のデータしか記されていない場合は×。

<事務所の環境パフォーマンスが主要なデータと考えられる業種の場合>

- ・たとえ部分的なものであれ、事務所におけるデータが出ていれば○。

<運輸業の場合>

- ・運輸に関わるパフォーマンスを主要な環境パフォーマンスデータとする。
産廃を出していると思われる事業者が、一廃（オフィスごみ）しか開示していない場合は、本来のチェック欄の「数値」の項を×とする。さらに備考欄で、パフォーマンスが産廃・一廃のどれであることをチェックする。

g.再使用または再利用される循環資源量およびその増大対策

- ・「廃棄物発生量」のうち「リサイクル量」「再資源化量」と表現されているものは、これに該当とする。「有効利用量」という表現ではこれに該当しないものとする（ - h、i、jにも該当しない）。
- ・「廃棄物量等発生量（排出量）」が開示されており、「リサイクル率」が示されている場合には、 とする。
- ・固形燃料（RDF）化されており、自社で使用していることが窺えないときは、この項目を とする。（自社使用されているときはhを ）
他社あるいは社会で発生した廃棄物の再使用、再利用は原則としてここでは扱わない。
- ・自社外で(委託して)再使用・再利用するものも含める。
- ・「固形燃料化している」という記述があっても、自社で使用していることがうかがえなければ×。

h.熱回収される循環資源量およびその増大対策

：自社内で熱回収利用される場合のみ。 - dには含まない。

i.焼却処理される廃棄物の量およびその低減対策

- ・「減量化」の量が記されている場合、建設業では、それ以外の業種では×。

j.最終処分される廃棄物の量およびその低減対策

k. PRTR 対象物質の量およびその低減対策

- ・具体的な物質の数量が一つでも記されていれば、数値をチェック。
- ・対象物質の総量だけでは、数値は×。
- ・「導入予定」だけでは、記述も×。
- ・「取り扱いはない」は0として数値を とする。

1. ダイオキシンについての数値、記述。

どのような排出形態であれ、ダイオキシンについての数値情報、あるいは記述内容が

あれば。サイト毎の環境負荷物質排出データや、PRTR についてのデータ開示の中での記載も OK。塩ビ使用量の低減が記されていれば。(ダイオキシン規制に対応するため) 焼却炉を全廃した、という記述があれば数値欄も記述欄もとする。

事業エリアの下流（製品・サービス等の提供）での環境負荷の状況及びその低減対策

- ：下流の環境負荷の状況に言及されていなくても、何らかの形でその低減に関わる活動が示されている場合は、。
- ・環境負荷の低い製品の開発など。(その場合、も同時にチェック)
- 製品・容器・包装リサイクルなど、製品としてでていった後に行われる環境配慮に関する取り組みの記載があれば。
- 開発して、製品化されている場合は、。
- ・メーカーによるテレビ、エアコン等の回収量もここに含まれる。
 - ・ただし、その会社の製品を顧客先や社会から回収したものの再使用・再利用量はここに含める。
 - ・商業等での再生紙利用率、店頭でのリサイクルボックスでのビン・缶。ペットボトル・トレイ等の回収量はここに含める。
- (自社製品の資源循環の割合が高いと判断されるため)

輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策

- ：輸送に係る環境負荷の数値があれば「量」は、取り組みに関する記載は「低減対策」。
- ・低公害車(天然ガス自動車や電気自動車など)の導入数量があれば、数値は。
 - ・鉄道貨物、船舶等による輸送に関する数値データは。

ストック汚染、土地利用、その他の環境リスク等に係る環境負荷の状況及びその低減対策

- ：その会社の土壌汚染の状況についての記載があれば。
- ・騒音、悪臭、振動等の記述は、ここには含まない。
 - ・PCB の処理、無害化処理が記されていれば。

第三者意見書

a 監査法人系および ISO 認証機関等による審査結果

b 識者による意見

- ：以上、それぞれの有無

〔参考項目 (GRI 項目)〕

経済的パフォーマンス

- ：給与、労働生産性、雇用創出、慈善活動への寄付など。
- ・寄付している場合は、とともにここにもにする。
- 一般的な財務データや、外部委託費、研究開発費、訓練等の人的資本への投資はここ

に含めない。

社会的パフォーマンス

：職場の安全衛生、従業員の保持、労働権、人権、賃金、外部委託事業における労働条件、マイノリティーへの差別対策、顧客満足度、等

- ・ RC 報告書ではここが になるはず。
- ・ 一般的な「地域協調活動」で上記項目に該当しないものは、ここには含まない。

〔下の欄外への記載事項〕

どのガイドラインに準拠しているかの自己宣言

：言及されていれば、チェックシート欄外の項目より、あてはまるものを選び、その環境報告書での記載ページを記す。